

# 町営住宅姫ノ井団地 3 号の入居者募集要綱

町営住宅の入居者を次のとおり公募します。

## 1. 町営住宅の募集戸数

住宅名	所在地	募集戸数	規格	家賃及び敷金
姫ノ井団地 3号	大月町口目塚 116番地1	1戸	3DK 2階建 DK6帖・洋室6帖 洋室6帖・和室4.5畳 浴室・洋式便所・物置	世帯の所得より算定 敷金は家賃の3ヶ月分

## 2. 入居時期 随時入居

## 3. 申込資格 申込者は、次の資格を備えていることが必要です。

- ① 現に住宅に困窮していることが明らかな者で、②以下に該当するもの。
- ② 政令で定める基準の収入である者。  
政令で定める基準の収入は次のとおりである。
  - ・ 入居資格収入基準（一般世帯は政令月額 158,000 円以下。高齢者、障がい者世帯等は政令月額 214,000 円以下）
  - ・ 入居資格収入基準は、過去1年間の所得税法上の所得額から、控除額を控除した額を12で除した額である。
- ③ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## 4. 申込受付期間及び受付場所

### ① 期間

随時入居

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

### ② 場所 大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係

### ③ 申込書類

- 1) 町営住宅入居申込書
- 2) 入居する世帯全員のマイナンバーカードと同意書、又は所得証明書
- 3) 入居する世帯全員の納税証明書
- 4) 障がい者のいる場合は、それを証明する証明書又は手帳のコピー

## 5. その他の注意事項

- ◎ 申込書の記載その他については、申込書をよく読んだ上で記入して下さい。
- ◎ 先着順に審査し、入居者が決まり次第締め切ります。
- ◎ 家賃は、提出された所得等により算出します。（敷金は家賃3か月分）
- ◎ 入居決定後に、連帯保証人2名が必要となります。（保証限度額は家賃の12ヶ月分）  
※連帯保証人の条件として、所得基準が入居者と同等以上であること、地方税等の滞納がないことなどがあります。

### 【お問い合わせ】

大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係 ☎ 0880-73-1140